

氷見市働きやすい職場づくり認定取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市働きやすい職場づくり認定取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和33年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）に保有されている者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者に保有されている者
 - ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 主たる事業所の所在地 「法人税確定申告書別表第一」に記載された納税地、「所得税の青色申告決算書」又は「所得税の収支内訳書」に記載された事業所所在地をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、若者や女性の定住の促進及び市内企業の人材確保に寄与すること目的として、市内の中小企業者において若者や女性が活躍できる働きやすい職場環境づくりを促進するため、次の各号に掲げる要件を満たす中小企業者が、その促進につながる別表に掲げる認定を取得したときに、その取得のために受けた支援に要した経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 主たる事業所が市内に有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認定の取得のために、社会保険労務士等への相談、書類作成代行その他伴走支援に要した経費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 他の補助金の対象と重複する経費
- (2) 備品購入費、飲食費及びその他市長が適当でないと認める経費
- 2 補助対象経費額は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。
- 3 交付申請を行う日の属する年度の前年度以前に支払った経費については、認定の取得のために要した経費と認められる場合は、これを補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に10分の10を乗じて得た額とし、100千円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 補助金の交付は、一の中小企業者当たり各認定一回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、認定取得後、氷見市働きやすい職場づくり認定取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費等内訳(様式第2号)
- (2) 誓約書兼市税納付状況確認同意書(様式第3号)
- (3) 法人登記事項証明書の写し(法人の場合に限る。)
- (4) 認定通知書等の写し
- (5) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助申請者に通知するものとする。

(調査)

第8条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、又は関係帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象となる認定について

法 令	認 定 名 称
女性活躍推進法	・えるぼし認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼしプラス認定 ・プラチナえるぼしプラス認定
次世代育成支援対策推進法	・くるみん認定 ・プラチナくるみん認定 ・トライくるみん認定 ・くるみんプラス認定 ・プラチナくるみんプラス認定 ・トライくるみんプラス認定
若者雇用促進法	・ユースエール認定